

第33回全国要約筆記問題研究集会 in 福島（東北）

～参加申込みのご案内～

2015年6月13日（土）・14日（日）

コラッセふくしま

ご案内

2015 年 4 月 1 日

(特非) 全国要約筆記問題研究会

理事長 三宅 初穂

第 33 回全国要約筆記問題研究集会 in 福島 (東北)

実行委員長 大槻 勲

第 33 回全国要約筆記問題研究集会 in 福島(東北)を開催するにあたり、参加申し込みについてご案内いたします。

障害者基本法の改正、障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立と続いた障害者制度改革を経て、障害者権利条約が批准され 1 年が過ぎました。法律がある程度整備された今、それらに息づく理念を社会に根付かせるための運動が重要となります。

「音声情報バリアフリー社会を目指す」ミッションを掲げる当会は、聴覚障害者を含む全ての人が等しく生きやすい社会を作ることが目標です。そのために、今年度の集会でも、参加の皆さまと学び、考え、語り合いたいと思います。

今年の全体会では、権利条約に位置づけられるモニタリング機能を実効あるものにするため、皆様と考えていきます。障害者政策委員会委員の竹下義樹弁護士と前委員の全難聴新谷理事長との対談形式でうかがいます。

各分科会は、今後の活動や支援を深く学べる 5 つの内容です。また、新しい試みとして、支部活動のパネル展示、会場の「コラッセふくしま」にいらした地域の方たちと交流する体験コーナーも実施します。

復興支援の一助ともなる福島集会に、一人でも多くの方にご参加いただき、今の東北をご理解ご支援いただきたいと思います。全国から参集された皆様が、多くの仲間たちと語り、参加してよかったと思える集会となるよう、実行委員一同、心を込め準備をしています。

「福が満開。ふくの島。」県内で観光キャンペーンも実施中です。みちのくの玄関福島にて実行委員一同、皆さまとお会いできることを楽しみに、お越しをお待ちしています。ぜひご参加ください

集 会 内 容

■基調対談

「障がい者権利条約～モニタリング機能を実効あるものに～」

講師:(社福) 日本盲人会連合会長 竹下 義樹氏

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長新谷友良氏

コラッセふくしま 多目的ホール

日本では、2011 年に改正された「障害者基本法」において、障害者政策委員会が障害者基本計画の実施状況をモニタリングすることとされている。障害者政策委員会の運用等、国内の適切な実施のために、条約に位置づけられているモニタリング機能を学び、実効を求めて必要な条件を考えます。

■分科会

	内 容
第1分科会 運動論 定員:110名 多目的ホール	意思疎通支援の見直しと福祉の動向 障害者総合支援法見直しまであと1年。必要な運動の方向を考えます。 1日目:意思疎通の見直しに向けて 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室(予定) (一社)全日本難聴者・中途失聴者団体 理事長 新谷友良氏・三宅初穂 2日目:福祉の動向～就労を中心に～ 福島大学行政政策学類 長谷川 珠子氏
第2分科会 組織論 定員:50名 401 中会議室	観光ビデオに字幕を～あなたも字幕リサーチャーに～ 全国で「字幕リサーチャー」が展開できるよう、取り組みの具体的なノウハウを学びます。コンセプトは「帰ってすぐ取り組めるように！」です。 1日目:字幕リサーチャー体験 2日目:交渉術のポイント・簡単な字幕挿入テクニック紹介
第3分科会 災害対策論 定員:70名 5F 小研修室	避難所運営ゲーム HUG を利用して 静岡で開発されたゲームを利用して、災害弱者も暮らす避難所運営を考えます。避難所運営に関わった経験をお持ちの北村氏を講師に迎えます。 講師 福島大学ふくしま未来学推進室事務局 地域コーディネーター 北村 育美氏
第4分科会 情報保障論 定員:70名 5F 研修室	誰もが笑顔で生きるために～情報保障の未来を考える～ 文字による支援は、さまざまな要因で対象、範囲も多様化しています。これらを整理して、情報保障の未来を考えます。 1日目:情報保障の多様化と要約筆記 助言者・全難聴要約筆記部長 宇田川芳江氏・NEC担当者他 2日目:盲ろう者体験をとおして学ぶ 講師:盲ろう者の支援者の方(予定)
第5分科会 通訳論 定員:50名 小会議室	デマンドコントロールスキーマを学ぶ 通訳倫理に基づき、様々な課題に対応していく手法を理論的に学ぶ。 1日目:講演「デマンド・コントロール理論と要約筆記者の仕事」 2日目:グループワークで現場対応を考える 講師:フリーランス通訳者・翻訳者 高木 真知子氏

■ イベント

	内 容
支部紹介・企業展示 企画展示室	①ポスター展示…自慢や自虐ネタなど、各支部の紹介コーナー ②情報保障に関連する機器展示…新しい機器を知る機会に。 ③要約筆記関連グッズ 分科会でヒートアップした頭を休めたり、全国の仲間の情報交換の場として活用してください。
体験コーナー 1Fアトリウム	文字と遊ぼう！ 地域の皆さんとふれあうコーナー。 テーマは、「遊びながら“書くこと”や“文字”に親しむ」です。 ミニホワイトボード作り・エコクラフトなど、地域のNPOやボランティアの協力で行います。 遊びながら、書いて伝わる経験を。分科会参加の皆さまも、休憩などにお立ち寄りください。



集会日時・会場・スケジュール・参加費

◆ 集会日程:2015年6月13日(土)・14日(日)

◆ 会 場:コラッセふくしま

福島県福島市三河南町1-20(JR東北本線福島駅下車 西口徒歩3分)

Tel:024-525-4089 Fax:024-525-4036

◆ スケジュール:

6月13日(土)	12:30～	受 付 コラッセふくしま 企画展示室
	13:00～13:30	開会式 コラッセふくしま 多目的ホール
	13:45～15:15	全体会 コラッセふくしま 多目的ホール
	15:30～18:00	分科会 各会場
	18:30～20:30	交流会 福島グリーンパレス
6月14日(日)	09:30～11:30	分科会 各会場
	11:30～12:00	昼 食 各会場
	12:00～12:30	閉会式・引継式 コラッセふくしま 多目的ホール
	13:00～14:00	総会受付 4階ホワイエ
	14:00～15:30	総 会 コラッセふくしま 多目的ホール

◆ 参加費

参加費	全要研会員 ※1	6,000円
	全難聴加盟協会員	6,000円
	非会員	7,500円
交流会費		6,000円
昼食費用(6月14日)※2		1,000円

※ 1 2015年度会員(2015年5月10日までに会費を納めた会員)

※ 2 地方色豊かな食材を使ったお弁当を準備しております。ご利用ください。

◆ 託児について

- ・ 対象年齢 3～6歳(未就学) ・定員 10名(先着順・無料)
- ・ 託児が決定した方には詳細を連絡いたしますので、参加申込書に必ず電話番号または、FAX番号をご記入ください。

申込方法 1（インターネットから申込む）

全要研ホームページの【集会案内】から、インターネットによる申込みができます。
参加宿泊施設の予約の可否がオンタイムでわかるなど利便性が高いので、是非ご利用ください。
YahooJAPAN(ヤフージャパン)Google(グーグル)などの検索エンジンの検索窓に「全要研」と入力し、
検索ボタンを押すと、全要研ホームページのリンクが表示されます。

- 申込手順
1. 初期登録(メールアドレス、パスワード等入力)
 2. 各種予約 で予約が可能です。
(登録時に設定したログイン ID とパスワードで変更も可能です)
 3. カード決済可能です。(振込みも可能です)
※ 詳しい入力手順は8ページをご覧ください。

申込方法 2（FAX・郵送で申込む）

1. 申込用紙にご記入の上、締切日 5月12日(火)必着で下記宛にご送付ください。
受付後、(株)日本旅行東北福島支店より受付確認の FAX を返信いたします。
2. お支払いは、(株)日本旅行東北福島支店より請求書を送付いたします。

請求書に記載の振込口座へ5月22日(金)までにお振込みください。振込の際の手数料は 各自
ご負担ください。

※ 分科会・宿泊施設は第2希望までご記入ください。先着順で定員に達した場合は、別の分科会・施設になることもありますのでご了承ください。

申込み締切日

2015年5月12日(火)

お問合せ・申込先（FAX・郵便）

◆インターネット申込方法・各種申込みに関するお問合せ先

(株)日本旅行東北福島支店
「第33回全要研福島集会」デスク 担当:布施・岩渕・松本
〒960-8035 福島県福島市本町 5 番 8 号 福島第一生命ビル 1 階
TEL:024-522-6161 FAX:024-522-3168
営業時間:平日10:00～18:00 土・日・祝祭日は休業

◆集会についてのお問合せ先

第 33 回全国要約筆記問題研究集会 in 福島実行委員会
FAX:0246-65-6886
アドレス: shizu_5yo@jb3.so-net.ne.jp

インターネット申し込み Apollon(アポロン)操作について

(1) 全要研 HP・トップページ

The screenshot shows the homepage of the All Japan Association of Guide Interpreters (All Japan AGI). The header features the organization's name in large characters and its mission statement: "音声情報バリアフリーの社会を目指して" (Aiming for a society free of barriers in audio information). Below the header is a navigation menu with links: "全要研について" (About All Japan AGI), "事業内容" (Business Content), "オンラインショップ" (Online Shop), "入会案内" (Joining Guide), and "お問い合わせ" (Contact Us). The main content area includes a banner for the "2015年度 全国統一要約筆記者認定試験 試験説明会" (2015 National Unified Summary Writer Certification Exam Exam Explanation Meeting). There is also a section for "新着情報" (New Information) with a list of recent news items. On the right side, there are links to the "全要研 オンラインショップ" (All Japan AGI Online Shop) and the "公式ブログ" (Official Blog). At the bottom right, there is a button for "第33回全要研集会" (33rd All Japan AGI Meeting).

①集会ボタンをクリックするとインターネット申込ページに飛びます

(2) Apollon (アポロン) トップページ

The screenshot shows the login page of the Apollon system. The header includes a "HOME" link and the text "第33回全国要約筆記問題研究集会" (33rd All Japan AGI Meeting). The main content area is divided into two sections. On the left, there is a login form with fields for "メールアドレス" (Email Address) and "パスワード" (Password), and a "ログイン" (Login) button. Below the login form, there are links for "新規利用登録" (New User Registration), "パスワードを忘れた方" (Forgot Password), and "予約する" (Make Reservation). On the right, there is a large text area with instructions for new users. The text reads: "②「はじめての方へ」をクリックしてユーザー登録をしてください。(個人でお申し込みの場合も、ここで登録します。)" (Click "For New Users" to register as a user. (Even if you are applying individually, you will register here.)). It then lists three important points: "●登録したメールアドレスがログインIDになります。" (The email address you registered will be your login ID.), "●パスワードは登録内容の確認や変更時(ログイン時)に必要です。お忘れなきようご注意ください。" (Your password is necessary for confirming or changing your registration content (when logging in). Please be careful not to forget it.), and "●パスワードは、ご自由に設定してください。例) fukushima2015 など(文字数制限内) このパスワードは、今回の申し込みに限って有効です。" (Your password can be set freely. Example) fukushima2015 etc. (within character limits). This password is valid only for this application.). At the bottom, there is a link: "参加登録・弁当中込等について" (About registration, payment, etc.).

交流会案内

日 時:6月13日(土) 18:30~20:30

会 場:福島グリーンパレス(会場より徒歩約3分)

定 員:200 名

多くの方にご参加いただけるよう、集会会場近くの広い会場を準備しました。

福島の「おいしい」を味わいながら、ゆっくりご歓談ください。

宿泊ホテルのご案内

【宿泊設定日】2015年6月12日(金)、13日(土)の2日間

ホテル 番号	ホテル名	部屋タイプ	料金	交通アクセス
1	ホテル辰巳屋	シングル	8,800 円	福島駅東口より徒歩1分
2	ホテルメッツ福島	シングル	8,400 円	福島駅直結
3	福島リッチホテル	シングル	8,300 円	福島駅東口より徒歩3分
4	ホテル福島グリーンパレス * 交流会会場	シングル	8,000 円	福島駅西口より徒歩2分
5	ホテルサンルートプラザ福島	シングル	8,000 円	福島駅東口より徒歩7分
6	ホテルサンルート福島	シングル	7,500 円	福島駅東口より徒歩7分
7	グランパークホテルエクセル 福島恵比寿	シングル	7,200 円	福島駅東口より徒歩4分
8	東横イン福島駅 東口1	シングル	6,500 円	福島駅東口より徒歩3分
9	東横イン福島駅 東口2	シングル	6,500 円	福島駅東口より徒歩3分

※ 上記料金は、1泊朝食付(税・サービス料込み)のお一人様料金です。

※ 取消料については、10 ページをご参照ください。

取消・変更のご案内

- インターネットで申込みした内容を変更する場合
ID、パスワードでログインしていただき、ご自身で申込内容を変更してください。
なお、変更できる期日は5月12日(火)までです。
- FAX、郵送にてお申し込み内容の変更・取消の場合
お申し込み内容の変更・取消が生じた場合には変更内容を訂正の上、デスク宛に郵送またはFAXでご連絡ください。変更できる期日は5月12日(火)までです。
- ※ お電話での申込み・変更・取消は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ※ 土・日・祝日及び営業時間外の変更・取消はお受けできません。翌営業日扱いになりますので、ご注意ください。
- ※
- 返金について
- ※ 大会参加費の返金はいたしません、「資料集」と「報告集」をお送りします。
- ※ 昼食・交流会・宿泊費・オプションルツアーの返金は下記の取消料を差し引いた額を、ご返金いたします。

■取消料

交流会	1	6月9日までの解除	無料
	2	6月10日以降	交流会費用の70%
	3	前日・当日・無連絡	交流会費用の100%
宿泊	1	旅行開始日の前日から起算して、前日から遡って6日目にあたる日以前の解除	無料
	2	"	旅行代金の20%
	3	"	旅行代金の30%
	4	当日の解除	旅行代金の50%
	5	旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%
お弁当		6月11日まで無料、前日は50%、当日は100%	

- ※ 予約の変更・取消に伴うご返金は、大会終了後に振込み手数料を差し引いて返金いたします。処理には日数がかかります。あらかじめご了承ください。
- ※ 大会当日の会場での返金是不可能的なのでご了承ください。

インターネットのご利用ができない方は
次ページの申込書をご利用ください

《 新規・変更・全部取消 》

申込締切日/5月12日(火)

FAX 送付先 ⇒ 024-522-3168

第33回全国要約筆記問題研究集会 in 福島

参加申込書

確定ホテル・料金 ※弊社記入欄
 確定ホテル：
 合計金額：
 (株)日本旅行東北福島支店 担当：

フリガナ		年齢	性別	○をお付けください
申込者名			男・女	健聴・難聴
住所 確認書 送付先	〒 都 道 市 府 県			
所属	※全要研()ブロック()支部 会員番号() ※全難聴()難聴者協会 ※その他()			
連絡先	TEL		FAX	

※ 記入後この用紙を控えとして保管ください。

※ 参加者1名につき必ず1枚ご記入ください。参加者が複数の場合はコピーしてください。

※ 当社では、お客様からご提供いただいた個人情報を厳重に管理し、申しいただきました宿泊の手配、チケットの発送、お客様との間の連絡及び大会主催者への提供並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。

※ その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては、当社ホームページ (<http://www.nta.co.jp>) をご参照ください。

※ 個人情報の取り扱いに関する問合せ先：株式会社日本旅行東北福島支店 担当：岩淵 電話 024-522-6161

※ 申込者が複数の場合の参加費等のご請求及び参加券等の送付は、お申込代表者宛に一括してご案内申し上げます。

【集会・関係行事】該当欄に○を記入ください。

大会参加費			昼食券	交流会
全要研会員	全難聴加盟団体会員	非会員	(14日)	
6,000 円	6,000 円	7,500 円	1,000 円	6,000 円

※ 5月10日までに全要研会費を納入された方は、全要研会員としてお申し込みください。

【分科会】第1希望は①、第2希望は②と記入してください。

第1分科会 運動論 (110名)	第2分科会 組織論 (50名)	第3分科会 災害対策 (70名)	第4分科会 情報保障論 (70名)	第5分科会 通訳論 (50名)

【宿泊】9ページのホテル番号を記入ください。

	12日(金)	13日(土)
第1希望		
第2希望		

【託児希望】希望する場合は あり に○をし、人数を記入してください。

希望 あり (人)

※ 定員10名(先着順・無料) ※対象年齢3～6歳(未就学)

※ 託児が決定した方には詳細を連絡いたしますので、参加申込書に必ず電話番号またはFAX番号をご記入ください。

お問合せ先
 (株)日本旅行東北福島支店 担当者：布施・岩淵・松本
 〒960-8035 福島県福島市本町 5-8 TEL 024-522-6161 FAX 024-522-3168

参 加 者 集 計 表

申込代表者	1		計 名分	
同行参加者	2	3	4	5
	6	7	8	9

※ 申込者が複数の場合の参加費等のご請求及び参加券等の送付は、お申込代表者宛に一括してご案内申し上げます。

項目	内訳	金額	人数	合計金額
参加費	全要研会員	6,000 円		円
	全難聴加盟団体会員	6,000 円		円
	非会員	7,500 円		円
昼食券	6月14日 (日) 分	1,000 円		円
交流会費	開催日6月13日 (土)	6,000 円		円
宿泊費	6月12日 (金) 分	9ページ参照		円
	6月13日 (土) 分	9ページ参照		円
その他				円
合計金額				円

変更・取消の際の返金振込先			
銀行名	口座種別	口座番号	口座名義（フリガナ）
	普通・当座		

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

株式会社 日本旅行東北

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は㈱日本旅行東北（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを行います。

2. 旅行申込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えて申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様が申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

20,000円未満	申込金（おひとり）
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第6項(3)の「基準旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領した時に成立するものとします。但し、通信契約による旅行契約の成立は、第2項(4)の定めによります。
- (4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5) 本項(4)のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- (6) 団体・グループ契約
- ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規定を適用します。
- ② 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- ③ 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④ 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同乗者・介助者の同行などを条件とさせていただきます。お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただきます。又はお客様の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）

- (1) 当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、

旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- (2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以降の申込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。
- (3) 第2項(1)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する間合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。但し、本項(2)の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただきます。
- (2) 基準日以降に申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金」として表示した金額を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の②の「違約料」、及び第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります）。別途明示する場合を除き普通席となります。①、宿泊費、食料料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、その他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)～(3)についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- (2) クルーニング・電報電話料金、追加食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) お1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食料料金、交通費等）
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由に関与し得ないものである理由及び当該事由その他の因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなれるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第3項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用はお客様の負担となります。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡するこ

とができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（お一人様につき1050円）とともに当社に提出していただきます。（既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。）

- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社のそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
① 21日前に当たる日以前の解除	無 料	無 料
② 20日前に当たる日以降の解除（③～⑦を除く）	旅行代金の20%	無 料
③ 10日前に当たる日以降の解除（④～⑦を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④ 7日前に当たる日以降の解除（⑤～⑦を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤ 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥ 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【 宿泊のみご予約になった場合 】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の事由による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場合、申込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

宿泊のみご予約で同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日（第1日目）のみ取消料の対象となります。

表) 取消料（宿泊のみご予約になった場合）

	旅行開始後の解除または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
1～44名	100%	50%	20%				無 料
15～30名	100%	50%	20%				無 料
31名以上	100%	50%	30%				10%

注1) 特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。

注2) 本項(1)の①の「旅行代金」とは第6項(3)の「お支払対象旅行代金」をいいます。

- ② お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。
- ③ お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第3項に基づき契約内容が変更されたとき、但しその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであることに限り。

イ. 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面（最終旅行日程表）をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

④ 当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金として取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、ご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤ 当社は本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

① 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

② お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものではない場合に限り）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13.当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が、当社があらかじめ明示しない性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- エ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
- キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わなかったとき、これらの者又は旅行する他の旅行者に対する暴行における降参量の不足により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項(2)①のウ、アの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様ののご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

- (1) 当社はお客様が旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
- ②前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をさせるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなわないものとなるよう努めます。
- (2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していたときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し損害発生時の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられたとき、当社は本項(1)の責任を負うことがありません。但し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ②運送、宿泊機関等の事故若しくは火災により発生する損害
- ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ④官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生時の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときと限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当該約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行日において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- (1) 当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるかを問わず、当該旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害については、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、病院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一個又は一つについては、10万円を限度とします。
- (2) 当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3) 当社が募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4) 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除く。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、当該運送スケジュールの変更等当初の旅行計画(以下「元計画」)と異なるサービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
- ②第12、13項で規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。但し、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様が当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価額以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地又は空港又は旅行終了地間の空港の異なる便への変更		
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	2.5	5.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更		
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合はいい、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合はいいます。		
注2: 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。		
注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。		
注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより低いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5: 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数回発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。		
注6: 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。		

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行の申込みを受けられる場合があります。以下「通信契約」といいます。

- (1) 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- (2) 本項という「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行する日をいいます。
- (3) 通信契約の申込みは、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
- (6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末(スマートフォン)ならびにインターネット等の1. 円通連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に本項(7)に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

21. 個人情報の取扱いについて

株式会社日本旅行東北(以下「当社」といいます。))及び下記「販売店」欄記載の委託旅行者(以下「販売店」といいます。))、「当社」及び「販売店」を指して当社らといたします。

- (1) 当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に際する諸手続のため、④当社との旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- (2) 上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申出ください。(注: 10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出ください。)
- (3) 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内とともに、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社情報保護管理者が責任をもって管理します。なお当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者の氏名については、日本旅行ホームページ(http://www.nta.co.jp)をご参照ください。
- (4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。個人情報保護管理者(お客様相談室)

お問い合わせ窓口: 株式会社日本旅行東北 お客様相談室

電話: 022-266-0071 FAX: 022-264-3525

e-mail: sodan@tohoku.nta.co.jp

営業時間: 平日 09:30 - 17:30

22. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物損失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動中に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るため土産物店にのご案内がありますが、お買い物を願います。なお、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合には、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6) ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じたときはその請求には応じられません。また目的地滞滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (9) 手荷物の運送は当該運送機関が実施し、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。
23. 募集型企画旅行契約について
- この条件書に定める事項については、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。
- 当社の旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は、当社ホームページ(http://www.nta.co.jp/tohoku/)からご覧いただけます。

24. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、平成22年4月1日を基準としています。旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。